

番地制度がなくなり

新しい住居表示になります

いままで使っていた〇〇町〇〇番地といったような所、番地の表示の方法をやめて、街区方式になります。

(例) 鹿児島市加治屋町百三十二番地
の加治屋町三街区二十六号

なぜ新しい住居表示にきりかえるか

だから、町名地番がかなり入り乱れていて、分りにくいものになっていました。このため日常生活のなかでかなり不便を感じています。例えば、郵便、電報、等の配達、また人の家をたずねるのに、なかなかわからなかったりしてむだな労力、時間を費やしたり、選挙、学校入学、衛生通知など、役所の行政事務にも、多大な支障をきたしております。これらを解決するため、政府が新しい住居表示方法の利害得失を検討したうえで、このような街区方式に改めたわけです。

いつからどの町から実施するか

△実施する町名は、山之口、加治屋、樋之口、新屋敷、塩屋、南林寺、洲崎、松原、新、船津、呉服、大黒、堀江、住吉、西千石の各町です。ほかの町は昭和四十二年までに、順次市街地を実施していく予定です。

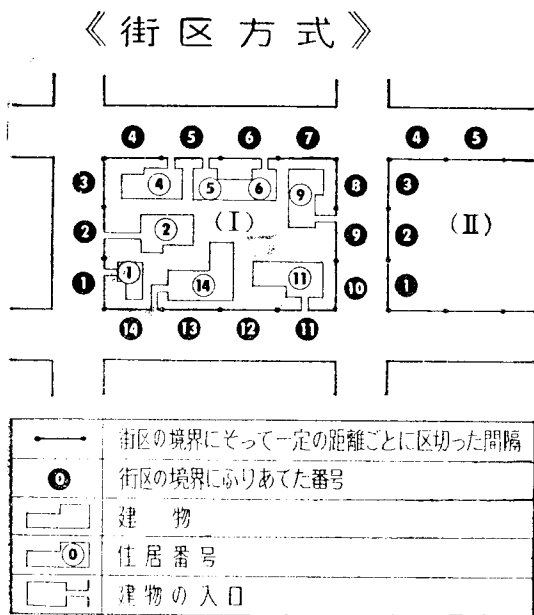
〈関係行政機関の公簿〉

新しい住居表示の番号が実施されますと、みなさんをわずらわすことなく、すべての行政機関の公簿は全部書きかえられます。

▲わたしたちが日常使っている住居表示は土地の番号(地番)を住所の表示に用いていたものです。

▲いまのところ各家庭をつぶさに調査した上で明年五月中旬ごろ実施するみこみ

基礎調査のお願い
ただいま、みなさまのお宅を市の職員が訪問いたしております。これは、住居表示を実施するための基礎調査ですので、係員が参上いたしましたら、その調査にご協力してください。ださるようお願い申し上げます。



街区方式とは

町の区域を公道(私道) 河川、水路、鉄道、電車 軌道を比較的恒久的な施設により、適当な大きさに区画して街区(住居表示)の単位を設け、各街区に一、二番、三番のように一定の順序で数字による街区番号をつけます。

次に各街区内の建物に一号、二号、三号のように一定の順序で住居番号をつける方式です。

この方式による住居表示は?

○県〇市〇町〇街区〇号
(例) 鹿児島市加治屋町二六街区三十八号
本市が行う街区方式では、現在の町の区域が大小いろいろであり、その境界が複雑に入りこんでいるので、町の大きさを適当な広さに区分し、わかり安い境界線で区画します。

鹿児島市政だより号外

鹿児島市

昭和37年12月10日発行 20,000部印刷